

唐津市補助金適正化ガイドライン

令和3年7月

唐津市 政策部・財務部

目次

第1節	ガイドライン策定の主旨	1
第2節	ガイドラインの対象	2
第3節	補助金の分類及び補助率	3
第1項	基本分類	3
第2項	補助率の個別設定事由	4
第4節	適正化の視点	5
第1項	適正化の視点	5
第2項	留意事項	5
第5節	交付基準	6
基準1	客観的な公益性と、政策上の必要性が認められること	6
基準2	市の補助金交付が不可欠であること	6
基準3	補助額に見合う効果が得られること	6
基準4	施策手段としての適格性を備えていること	7
基準5	見直しの仕組みが備わっていること	8
第6節	検証と適正化の考え方	9
第1項	客観的な公益性と、政策上の必要性が認められること	9
第2項	市の補助金交付が不可欠であること	10
第3項	補助額に見合う効果が得られること	10
第4項	施策手段としての適格性を備えていること	10
第5項	見直しの仕組みが備わっていること	12
第7節	適正化の手順	13
第1項	補助金創設時の適正化	13
第2項	運用開始後の適正化	13
第3項	達成期限の到来時	13
第4項	見直し時期の到来時	13
第8節	補足事項	14
第1項	新規補助金の予算化プロセス	14
第2項	本ガイドラインの見直し	14

第1節 ガイドライン策定の主旨

補助金は、地方自治法第232条の2の「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的根拠として、公益上必要があると認められた特定の事業や活動を支援・助成するため、対価なくして支出されるものです。

補助金は、政策目的を効率的に実現するための有効な手段の一つであり、本市でも様々な行政分野で活用してきました。一方で、これまでの交付状況を見ると、効果が十分に検証されないままに継続され長期化・固定化しているものや、制度設計や運用が見直されるべきものも見受けられます。

補助金は、市税その他の貴重な財源で賄われているものであり、目的に従って公正かつ効率的に交付されなければなりませんし、その必要性や効果について市民への説明責任が果たされ、その理解が十分に得られるものでなければなりません。

このため、本市では平成31年2月に「補助金の見直し方針」を策定し、令和元年度・令和2年度の2年間で見直しを実施してきました。これにより補助率や補助対象経費の適正化、終期設定など制度面については一定の改善が進んだところです。しかし、効果検証を踏まえた改廃の判断という観点では積み残しも多く、引き続き取り組んでいく必要があります。

また、この見直しの過程を通じて、補助金のあり方、制度設計の考え方について、統一的な見解を整理する必要性も確認されたところです。

そこで、補助金のあり方と制度設計の考え方の明確化、適切な運用の確立、これらによる補助効果の発現、ならびに説明責任を果たすことによる市民の納得感の向上を目的として、このガイドラインを策定するものです。

第2節 ガイドラインの対象

本ガイドラインの適用対象は、歳出予算に係る節の区分のうち、節「負担金、補助及び交付金」の細節「補助金」とします。細節「交付金」「負担金」は対象外です。

なお、「補助金の見直し方針」では、法令での義務付けなど市の裁量が及ばない義務的補助金や、繰出金としての性質を有する他会計への補助金は対象外としましたが、本ガイドラインは、すべての補助金を適用対象とします。義務的補助金であっても、市に自由度がある部分は、本ガイドラインによる適正化を実施してください。

◎唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号）

第2条 補助金等に係る予算の執行は、補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならない。

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、助成金、負担金、交付金、元利補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であって、市長が別に定めるものをいう。

◎財務規則の詳解（令和2年3月）

第1 補助金とは

補助金等（補助金、助成金、負担金、交付金、元利補給金その他相当の反対給付を受けない給付金）とは、特定の事業、研究等を育成助長するため、あるいは一定の事業等の保護奨励のために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、公共団体、経済団体、企業、私人に対して、なんら反対給付を受けることなく、一方的に支出する現金給付をいう。公益上必要があるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではなく、客観的にも必要であると認められなければならない。

また、補助金等は、「最少の経費で最大の効果を挙げる（自治法）」よう支出されなければならないとともに、「宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、支出してはならない」（憲法89）とされている。

第3節 補助金の分類及び補助率

第1項 基本分類

補助金の内容は多種多様であるため、運用や見直しに当たって考え方を整理するため、性質ごとに次のとおり分類し、それぞれに補助率の上限を定めます。補助金創設時・見直し時の補助率は、次項に該当する特別な事由がない限り、この補助率を上限とします。

1 団体運営費補助

<p>団体としての活動に公益性を認め、その運営費（人件費、管理費等）に対して補助を行うものをいいます。</p> <p>※団体運営補助については、補助基準や対象経費が曖昧になる傾向があるため、市が出捐している公益財団法人など、極めて公益性・公共性が高く、市の主要な施策を補完する活動を全市的に実施する団体に対するものを除き、原則として認められません。</p>	<p>補助率：2分の1以内</p>
--	-------------------

2 事業費補助

<p>団体等が行う特定の事業や活動に対して交付するもので、用途が限定されています。客観的に見て、広く市民に効果が及ぶもので、公益性が認められ、当該事業や活動に補助金を交付することが適正であると判断できるものに対して行うものです。</p>		
<p>①イベント・大会等補助</p>	<p>地域団体等が行う地域振興、文化振興、スポーツ振興等に寄与すると認められる事業・行事などに対し補助を行うものをいいます。</p>	<p>補助率：2分の1以内</p>
<p>②奨励的補助</p>	<p>特定の事業であって、事業の目的が市の施策の推進に寄与することが認められる事業に対し補助を行うものをいいます。</p>	<p>ア：個人・地域団体等 補助率：2分の1以内 イ：営利団体等 補助率：3分の1以内 ウ：ハード整備に係るもの 補助率：3分の1以内</p>
<p>③団体活動支援的補助</p>	<p>年間を通して、市の施策の推進に寄与することが認められる事業を行う地域団体等の活動に対し補助するものをいいます。ただし、団体運営に係る人件費、管理費等は対象外です。</p>	<p>補助率：2分の1以内</p>

④負担軽減的 補助	主に福祉施策や教育施策の観点から、個人・ 団体負担の軽減や、公的支援を必要とする個 人・団体に対する支援を目的とするものをい います。	ア：個人・地域団体等 補助率：2分の1以内 イ：営利団体等 補助率：3分の1以内 ウ：ハード整備に係るもの 補助率：3分の1以内
--------------	--	---

第2項 補助率の個別設定事由

前項の基本分類ごとの補助率の上限にかかわらず、次に該当する特別な事由がある場合には、各制度の規定等による個別の補助率を設定できるものとします。ただし、その場合は、それぞれに該当する理由を客観的に説明できなければなりません。

- a 法令、条例で市が負担することが義務付けられているもの
- b 国事業などであって、国、県、市、事業者の負担割合が決められているもの
- c 他自治体と協調して補助するもの
- d 公益性・公共性の高い団体が行う行政代行的な事業に対して補助するもの
- e 市が行う事業・サービスを実質的に補完する行政補完的な事業に対して補助するもの
- f 市の政策上、重点的に奨励又は推進する必要があると認められるもの

第4節 適正化の視点

第1項 適正化の視点

補助金の創設及び見直しに際しては、①客観的な公益性と政策上の必要性が認められるか、②市の補助金交付が不可欠であるか、③補助額に見合う効果が期待されるか、④公平性や透明性など施策手段としての適格性を備えているか、⑤見直しの仕組みを備えているか、という視点による検証が必要です。

あわせて、市民への説明責任を十分に果たせるか、施策目的の達成のために限られた財源をより有効かつ効率的に活用するものとなっているか、という視点からの検証も必要です。

これらの視点を踏まえ、補助金交付にあたって適合すべき基準を第5節に、検証の考え方を第6節に示します。あわせて、適正化の手順を第7節に示します。

第2項 留意事項

本市のこれまでの補助金の運用実態などをみると、補助金交付の効果、成果を検証し、市民への説明責任を果たすことについての意識の希薄さが一部にみられます。この点について、特に留意する必要があります。

また、本市には長期化・固定化している補助金が多数あります。長く継続している補助金については、施策の浸透・普及等により既に施策目的が達成されていないか、社会経済情勢の変化により社会的需要が低下するなどして公益性が薄らいでいないか、言い換えると、補助金を継続することで現状以上に施策効果が増進するのか（させる必要があるのか）という視点を持ち、これまでよりも一歩踏み込んで、真に継続すべき補助金であるかを検証してください。

第5節 交付基準

補助金の交付にあたっては、以下の基準に適合していることが必要です。

適否を適確に判断するためには、補助の目的、内容及び効果が明確に整理されている必要があります。この整理ができていない補助金は、基準に適合していないものとみなします。

基準1 客観的な公益性と、政策上の必要性が認められること

(1) 客観的な公益性が認められること

- ◎目的、内容、効果が現在の社会経済情勢に適合しており、かつ強い社会的需要や高い市民ニーズが認められるものであること。
- ◎効果が特定の者の利益に留まらず、広く市民に及ぶものであること。

(2) 政策上の必要性が認められること

- ◎唐津市総合計画や個別分野計画等に定める市施策の推進、政策課題の解消に資するものであること。
- ◎市民と行政の役割分担を踏まえ、市が支援すべきものであること。
- ◎国、県、市の役割分担を踏まえ、市が支援すべきものであること。

基準2 市の補助金交付が不可欠であること

(1) 補助金交付が対象事業の推進に不可欠であること

- ◎対象事業の収支上、補助金交付が実施に不可欠であること。
- ◎団体運営費補助、団体活動補助の場合、交付先団体が多額の余剰金を有していないこと。

基準3 補助額に見合う効果が得られること

(1) 補助額に見合う効果が得られること

- ◎補助金交付により、補助目的の達成に資する具体的な効果が得られること。
- ◎効果が補助額に見合うものであること。

(2) 効果の有無が客観的に判断できること

- ◎客観的に検証可能な達成目標が設定されていること。
- ◎何がどのような状態となれば目的を達成して補助金を終了する判断となるかが、予め定められていること。

基準4 施策手段としての適格性を備えていること

(1) 施策手段として補助金が最適であること

◎施策目的や市民と行政の役割分担の観点から、市の直接執行や業務委託等でなく、補助金が最適であること。

(2) 補助対象となる事業が特定されていること

◎原則として事業費補助であること（第3節第1項を参照のこと）。

(3) 補助対象経費が適切であること

◎補助目的に照らして、市が負担する範囲として適切であること。対象事業の実施に直接結びつかない経費や、社会通念上妥当ではないものは、補助対象外とされていること。

(4) 補助額の設定が適切であること

◎補助額は、補助交付先の自主性と補助金間の公平性を損なわない水準であること。

◎補助額の算定方式は原則として定率補助とし、補助率は特別な事由がない限り補助分類ごとの上限を遵守すること。

◎例外的に単価補助、定額補助などを採用する場合は、その理由と算定根拠が明確であること。

◎国や県の補助基準を超えて交付する「上乘せ補助」や、基準より対象者・対象経費を広げた「横だし補助」は、特別な政策的判断によるものでない限り、行わないこと。

◎補助金の上限額を設定し、過大な支出を抑えること。

(5) 対象者の設定が適切であること

◎補助目的に照らして、対象者の要件が的確に設定されていること。

◎申請者間の公平性の観点から、要件を満たせば誰でも補助を受ける機会が確保されていること。

(6) 補助交付先が交付先としての適格性を備えること

◎公平性の観点から、補助交付先においても、会費等の応分の負担や使用料の確保など自主財源の確保に努めていること。

◎原則として市が交付先団体の事務局を担っていないこと。

(7) 透明性を備えること

◎補助金の目的や内容などについて交付要綱等を広く公開し、透明性を確保すること。

基準5 見直しの仕組みが備わっていること

(1) 終期または見直し時期が設定されていること

- ◎総合計画等の期間設定を踏まえ、目標の達成期限（終期）が設定されていること。
- ◎達成期限（終期）の設定がそぐわないものについても、毎年度の効果検証等を踏まえ、補助金の必要性の再検証が確実に行われるよう、見直し時期が設定されていること。また、見直し時期にあわせ、継続を判断するための継続条件を設定すること。

第6節 検証と適正化の考え方

交付基準への適合を検証し、適正化する際の考え方は以下のとおりです。

第1項 客観的な公益性と、政策上の必要性が認められること

(1) 客観的な公益性が認められること

- ◎補助金の交付は、地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要のある場合」に限られています。この基準を満たさない補助金は廃止してください。
- ◎どこに公益性があるのか明瞭に説明できないものは、基準を満たしていません。
- ◎公益性の有無は、補助金の目的だけでなく、見込まれる効果もあわせて総合的に判断されるべきものです。目的が抽象的で、補助内容が目的達成へ向けて具体的にどのような効果を及ぼすかの筋道が不明瞭なものは、公益性の評価ができないため、基準を満たさないものと判断します。
- ◎市民等からの要望は重要な検討要素の一つですが、それだけをもって直ちに客観的な公益性や政策上の必要性があると判断できるものではありません。

(2) 政策上の必要性が認められること

- ◎公益性を有していても、市が積極的に支援する必要性が認められないものに対し、市は補助金を交付できません。この基準を満たさない補助金は廃止してください。
- ◎市の政策上の必要性は、総合計画の単位施策や、個別分野計画等に位置付けられているかどうかで判断します。
- ◎ただし、例えばコロナ禍への対応など、急激な社会経済情勢の変化により生じた新たな政策課題については、総合計画等での具体的な掲載がなくとも、計画の主旨や市の果たすべき役割を踏まえ、個別の内容に応じて総合的に検討することとします。
- ◎市の政策に合致するものであっても、市民や団体、事業者が自身の責任と財源で実施すべきものは、市が補助金交付をすることは適切ではありません。市の支援の必要性を、市民と行政の役割分担を踏まえて判断してください。
- ◎市の政策と方向性が合致するものであっても、役割分担の観点から国県が補助等を実施すべきものについて、市が補助金交付をすることは適当ではありません。また、国や県が同様の補助金を提供する場合も、市の補助金は廃止してください（限られた財源の有効活用の視点からも不適です）。
- ◎市の政策に合致するものであっても、関連施策の展開により既に政策目標が達成されているものや、社会経済情勢の変化に伴う社会的需要や市民ニーズの低下によって施策の重要度が

低下しているものは、廃止してください。

◎依拠する計画が改定される場合は、改定内容を踏まえてゼロベースで再検討してください。

第2項 市の補助金交付が不可欠であること

(1) 補助金交付が対象事業の推進に不可欠であること

◎補助額が少額のもの、または事業費に占める補助金の割合が低率のものは、そもそも補助金の必要性が乏しいため、補助金交付先に対して経費の圧縮や自主財源確保の努力（会費の引上げ等）などの対応を求め、補助金を廃止してください。

◎団体運営費補助や団体活動補助において、翌年度への多額の繰越金や余剰金がある場合は、実績報告書や出納簿等による実態把握を行い、補助金を減額又は廃止してください。

◎事業費補助において、個別の補助交付先に着目した場合には補助金交付が不可欠と思えても、全市的にみると補助金を受けずに補助対象事業と同種の事業が実施されている状況があるならば、既に施策目的は達成されていると判断されますので、補助金を廃止してください（公平性の視点からも不適です。）。

第3項 補助額に見合う効果が得られること

◎効果は、客観的に検証可能である必要があります。効果が検証不能なものは、公益性や必要性の判断ができず、適切な見直しもできないため、補助金を交付すべきではありません。

◎基準5に定める達成期限（終期）や見直し時期に関わらず、効果の検証は毎年度行い、補助目的の達成度を点検してください。設定した終了条件を達成した場合、あるいは設定した継続条件を達成しない場合は、補助金を廃止してください。また、毎年度の指標の推移などから効果が見込めないことが明らかな場合も、廃止する判断が必要です。

◎補助金を交付すること自体は実績でも効果でもありません。補助金交付によって何がもたらされたか（補助金交付がない場合に比べて何がどのように変化したか）をもって、効果の有無を判断してください。補助金を交付してもしなくても状況の変化がないのであれば、その補助金には効果はありません。

第4項 施策手段としての適格性を備えていること

(1) 施策手段として補助金が最適であること

◎施策手段として補助金であるべきかどうかを検証してください。施策目的達成のためにより効果的・効率的な手法がないか、あるいは市民と行政の役割分担の観点からより適切な手法がないか検討し、該当する手法がある場合は、手法を変更してください。

(2) 補助対象となる事業が特定されていること

◎補助金は、補助対象事業が明確となる事業費補助であることが原則です。団体運営費補助はごく一部の例外を除き、認められません。

(3) 補助対象経費が適切であること

◎補助対象経費は、要綱上で具体的に規定する必要があります。

◎対象事業の実施に直接結びつかない経費や社会通念上妥当ではないものとしては、団体の構成員に対する日当・報償費や、慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業とは直接関係のない視察旅費、自団体の総会・役員会その他の会議費、一般管理費などが該当します。

◎備品購入についても、事業を実施するために真に必要な物のみを補助対象とし、対象と対象外を区別できるよう要綱に明記をしてください。

◎上部団体等への負担金や、傘下構成員への補助金は、その必要性を市としても制度設計に組み込んでいるものでない限り、対象外としてください。また、対象とする場合でも、市の別補助金との重複補助が生じないように留意してください。

◎補助事業における支出が適正なものであるかを確認するため、事業実績報告書には領収書の写し等の添付を求めてください。

◎また、経費性質の確認だけでなく、事業そのものについても、実施段階で補助目的と関係のない事業が入り込んでいないか、事業計画書や事業実績報告書などで確認をしてください。

(4) 補助額の設定が適切であること

◎補助金の内容は、交付先の自主的な行動の促進に寄与していることが必要です。補助金交付先の自主性を損なうような高率の補助や、補助金ありきの事業へと変質させてしまう定額補助は適切ではありません。

◎補助率は、補助金交付先の自主性と補助金間の公平性を確保するため、特別な事由がない限り補助分類ごとの上限を遵守してください。

◎補助率設定において特別事由 a～f を適用する場合は、説明責任の視点と、見直しに備える視点から、具体的な事由と補助率設定の考え方を明確に示してください。

◎例外的に単価補助、定額補助などを採用する場合は、説明責任の視点と、見直しに備える視点から、その採用理由と金額の積算根拠を明らかにしてください。見直し時には、積算根拠と社会経済情勢の変化を合わせ見て、その妥当性を検証してください。

◎上乘せ補助や横だし補助は、国県において国県の補助金単体で施策効果があるように設計されていることから、明確な根拠と考え方に基づく政策的な判断によるものでない限り、行わないこととします。

◎補助金額の算定に当たっては、補助対象事業の標準的な経費などを基に、市として支出すべ

き補助金の上限額を設定し、過大な支出を抑える必要があります。見直しの際に社会経済情勢の変化に応じて再設定ができるよう、額の算定根拠は明確にしておく必要があります。

(5) 対象者の設定が適切であること

- ◎対象者に要件を設定する場合は、意図せずして不公平が生じることがないか、他の政策分野の視点も含め、制度設計の段階で様々な角度から検証してください。
- ◎公募方式による場合は、選考方法についても公平性と透明性を確保する必要があります。

(6) 補助交付先が交付先としての適格性を備えること

- ◎市が任意の団体の事務局機能を担うことは、団体の自主性を阻害するだけでなく、補助金に係る実績報告書等の作成を、補助金を交付する側の市が行うこととなり、補助金運用に係るチェック機能が適正に働いているとは言えません。団体自身が事務局機能を担うことができるよう、速やかに改善に努めてください。

第5項 見直しの仕組みが備わっていること

(1) 終期または見直し周期が設定されていること

- ◎国県事業に伴う義務的補助金は、国県事業の終期をもって市補助金の終期としてください。
- ◎目標の達成期限（終期）は、依拠する計画等にあわせて設定してください。ただし、補助金創設から目標達成まで5年以上を要する場合は、期間を分割して中間期限を設定し、対応する中間目標を設定してください。
- ◎見直し時期についても、依拠する計画等に合わせて設定してください。依拠する計画等に特段の期間設定がない場合は、3年を見直し時期としてください。
なお、見直し時期が3年の場合、2年度間実施し、その実施状況を踏まえて3年目当初に検証を行うこととなります。予算要求までに補助金を見直し、次年度は廃止されているか、改善された補助初年度目に該当します。

第7節 適正化の手順

第1項 補助金創設時の適正化

予算要求の段階で、基準1～5による検証を行ってください。すべての基準を満たさない限り、補助金の創設は認められません。

第2項 運用開始後の適正化

毎年度の行政評価時に、別途提示する調書を作成して基準2、4による検証を行い、必要に応じて制度や運用の改善案を整理してください。改善事項は、可能なものは速やかに適用し、遅くとも翌年度の予算や運用には確実に反映させてください。

補助金の効果発現までは一定の期間を要することも多いので、設定した達成期限または見直し時期が到来するまでは、継続することを可とします。ただし、第6節にも記載したとおり、毎年度の効果検証は、必ず実施してください。

第3項 達成期限の到来時

達成期限（終期）が到来した補助金は廃止してください。政策目標を達成できておらず、引き続き何らかの施策が必要な場合でも、いったん廃止のうえ、目標の再設定も含め、打つべき施策をゼロベースで検討してください。

計画期間との兼ね合いで中間期限を設定した場合は、当該期限の到来時に、あらためて基準1～5による抜本的な検証を行い、補助金継続の必要性を判断してください。補助金を継続する場合も、安易に同じ制度設計のまま継続することなく、中間目標の達成度や社会経済情勢等の変化を踏まえ、全ての基準を満たし、かつ、より効果的な補助金となるように工夫してください。

第4項 見直し時期の到来時

見直し時期を設定した補助金については、時期到来時に、効果検証と社会経済情勢の変化等を踏まえ、補助金継続の必要性について、抜本的な検証を行ってください。

継続すべきとの判断が続く場合は、そもそもの政策課題の設定や、補助金の制度設計が的確でない可能性も疑ってください。

第8節 補足事項

第1項 新規補助金の予算化プロセス

本ガイドラインの策定に伴い、新規補助金を予算化する際の行政改革課への事前協議は廃止し、補助金の適正性の審査は予算査定において一元的に行います。ただし、第3節第2項の補助率の個別設定事由に該当する場合には、必要に応じて政策部・財務部の合同によるヒアリング等を実施することとします。

補助金予算を要求する際は、本ガイドラインに基づき適切な制度設計を行ったうえで、別途示す様式による新規補助金調書を添付し、予算要求書を財政課へ提出してください。

第2項 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは適宜見直しを行うことを想定しています。